

榑葉町・株式会社福島民報社との  
連携協力協定書

榑葉町  
株式会社福島民報社

## 檜葉町・株式会社福島民報社との連携協力協定書

檜葉町（以下「甲」という。）、株式会社福島民報社（以下「乙」という。）は、以下の目的のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲、乙それぞれが有する人的・情報・知識・物的資源を有効に活用し、子どもたちが社会に関心を持ち、地域の未来を切り開く人間となるよう、人材の育成を推進することを目的とする。

### （連携協力）

第2条 甲、乙は前条に定める目的を達成するため、次の各号に定める事項について相互に連携協力するものとする。

- （1）新聞等を活用した教育の支援
- （2）地域課題等に関する共同調査及び研究
- （3）教育研修のための新聞記事情報の活用支援
- （4）その他本協定の目的を達成するために必要な事業

2 前項の各事項に関する具体的案件及び協力内容は、個別に甲乙丙協議の上、決定するものとする。

### （秘密保持）

第3条 甲、乙は前条の連携協力により相手方から提供された情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報を基に作成された資料を含む）を、相手方の事前の承諾を得ず第三者に開示若しくは漏洩し、又は第1条に定める目的以外の目的で利用してはならない。ただし、次に掲げる情報は除くものとする。

- （1）相手方から提供を受けたときに既に公知となっていたもの、又は相手方からの提供後、自らの故意又は過失によらずして公知となったもの。
- （2）相手方から提供を受けたときに既に保有していたもの、又は相手方から提供を受けた後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したもの。
- （3）相手方から提供を受けたあと、提供を受けた情報によらず独自に開発したもの。
- （4）法令により開示を求められたもの。

2 甲、乙は本協定が第6条に定める有効期間の満了又は第7条による解除により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負うものとする。

### （資料の返還等）

第4条 甲、乙は相手方から提供された資料の返還請求があった場合には、速やかにこれに応じるものとし、提供された資料の複製物及び提供された情報に基づいて作成さ

れた資料等については、破棄その他の方法により再利用できないように処分しなければならない。

2 甲、乙は相手方から提供を受けた日から5年を経過した後は、相手方の承諾を得ることなく資料を廃棄することができるものとする。

### （経費の負担）

第5条 本協定に基づく活動のために必要となる経費は、甲乙による協議の上、決定する。

### （協定期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、相手方から協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。

### （協定の解除）

第7条 甲、乙は相手方に対して1か月前までに書面による通知をすることにより、相手方に対して何ら責任を負うことなく本協定を解除することができるものとする。

### （協議解決）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の運用にあたり疑義が生じた事項については、甲、乙は誠意をもって協議の上、解決するものとする。

本協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙1通を保有する。

令和8年3月17日

甲 福島県双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂5番地の6

檜葉町長

松本 幸英

乙 福島県福島市太田町13番17号

株式会社福島民報社

代表取締役社長

芳見 弘一